

社会福祉法人愛生会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛生会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条の基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人の、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事（施設の職員を兼務する役員を除く）の報酬総額は、年間75万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間25万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席並びに業務報酬等)

第5条 理事長の報酬は、別表2（業務報酬等支給基準）により月額とする。

- 2 役員が理事会に出席したときは、別表1（出席報酬等支給基準）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会に出席したときは、別表1（出席報酬等支給基準）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 役員の業務報酬等は、別表2（業務報酬等支給基準）により支払うことができる。
- 5 評議員の業務報酬等は、別表2（業務報酬等支給基準）により支払うことができる。

(役員及び評議員の旅費)

第6条 役員が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務（出張等）にあたった場合は、法人旅費規程により日当及び交通費を支払うことができる。

2 評議員が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務（出張等）にあたった場合は、法人旅費規程により日当及び交通費を支払うことができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員にはこの規程を適用しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

別表1 (出席報酬等支給基準)

名 称	職 名	報 酬	実費弁償費	説 明
理事会 出席報酬等 (日額)	理 事	5,000円	交通費	会議等出席
	監 事	5,000円	交通費	会議等出席
評議員会 出席報酬等 (日額)	評議員	5,000円	交通費	会議等出席
	理 事	5,000円	交通費	会議等出席
	監 事	5,000円	交通費	会議等出席

別表2 (業務報酬等支給基準)

名 称	職 名	報 酬	実費弁償費	説 明
業務報酬等 (月額)	理事長	50,000円	交通費	決裁、理事会、評議員会、評議員 選任・解任委員会等会議出席、 法人業務等
業務報酬等 (日額)	理 事	5,000円	交通費	法人業務等
業務報酬等 (日額)	監 事	5,000円	交通費	決算監査・出納調査 監査立会・法人業務等
業務報酬等 (日額)	評議員	5,000円	交通費	法人業務等

附則

平成19年 5月25日制定

（平成6年9月21日制定の社会福祉法人愛生会役員の費用弁償に関する規程は廃止）

平成21年12月 4日 一部改正

別表（第3条・第4条・第5条関係）平成21年11月1日より適用する。

平成22年 4月 1日 一部改正

別表（第3条・第4条・第5条関係）

平成29年 6月20日 制定

（平成19年5月25日制定の社会福祉法人愛生会役員及び評議員の報酬等に関する規程は廃止する）